

2005年6月議会 個人質問

稲葉泰子

国連子どもの権利委員会勧告を受けて

「子どもの権利条約」は、1989年に国連総会で、全会一致で採択されたものです。日本は世界の他の国より大変遅れて1994年に批准しております。「子どもの権利条約」は「子どもを権利の主体としてとらえ、子どもの生存権、意見表明権、成長発達権保護される権利などを保障する」ことを批准しています。この間、政府は報告書を2回、国連子どもの権利委員会に提出しております。そして、その報告をもとに、2回日本政府が国連子どもの権利委員会に勧告を受けております。2回めの勧告は昨年1月に出されています。特に、今回の勧告では、第12条の意見表明権は、「自己決定権」的な権利として理解するのではなく、「子どもの声に耳をかたむけ、子どもの思い・希望など広義に受け止め、子どもを一人の人間として大切に作る人間関係を家庭、地域、学校でつくっていくことである」というふう捉えて実践に生かすことが大切であるといわれています。そこで、子どもの権利委員会日本に対する総括所見の勧告をもとに、質問をさせていただきます。まず、勧告全体を受けまして

- 1、 教育行政としては、今回の勧告をどのように受け止められているのでしょうか、ご見解をお聞かせください。

次に、子どもの意見表明権について質問をさせていただきます。

勧告28項で「子どもの意見がどのくらい考慮されているか、またそれが、政策、プログラムおよび子どもたち自身にどのような影響を与えているかについて定期的検討を行うこと」と勧告しています。

2、「岡山市教育行政基本方針」では、「岡山の恵まれた自然・文化・伝統をいかし地域に根ざした特色ある教育行政を展開する中での「心豊かで創造的な人間の育成」岡山「人づくり」プランに基づく家庭・学校・地域社会の三者による「市民協働の人づくり」を目標にしています。岡山「人づくり」プランでは、「子どもたちが愛されていると実感できる家庭・学校・地域社会を実現しよう」というスローガンを掲げています。子どもの権利委員会の勧告でいっている、「子どもを一人の人間として大切に作る人間関係を家庭、地域、学校でつくっていく」という点について岡山市では、子どもの思いをどのように取りいれようとされていますか。

次に、障害児教育について、質問をさせていただきます。

勧告では、44項で、「障害のある子どものための特別な教育およびサービスに配分される人的および財政的資源を増やすこと。」としています。小・中学校の全体の6%は軽度発達障害あるいは、障害のある子どもがおられるといわれています。岡山市教育委員会の障害児教育は特別教育の中で、障害児支援員を今年度から35人から106人に

大幅に増員して、学習障害や高機能自閉症の子どもを含んだ、障害児教育を学校全体で受け止めて取り組みをしようとしていることは大いに評価をさせていただいているところです。その取り組みの中に校内委員会の設置と特別支援教育コーディネーターの役割があるわけです。そこで質問させていただきます。

- 2、 特別支援教育コーディネーターの役割は、校内委員会の運営の中心となるとともに学校外との連絡調整を行うことで、具体的には、校内委員会のための情報の収集・準備、学級担任への支援、校内研修の企画・運営、関係機関の情報収集・整理、専門機関等への相談をする際の情報収集と連絡調整、専門家チーム、巡回相談員との連携。です。これだけの仕事を教務主任、フリーの先生、生徒指導、教頭、養護教諭、通学学級担任、特殊学級担任、通級担当の先生が兼務で行っています。このような体制で、ほんとうに、障害のある子どもの支援ができるのでしょうか。
- 3、 特に障害児学級の担任と兼務をされている方は小・中合わせて24人おられます。障害のある子どもさんを一人でも教えながら、相談活動や関係機関との連絡調整など、コーディネーターの仕事も行うことは、障害児教育の低下につながるのではないですか。

#### 乳幼児医療費の無料化は全市で拡大を

子育て」をしている若いおとうさん、おかあさんの1番の不安は、子どもが病気になったときに、経済的な不安なしに、医療を受けることができるかということではないでしょうか。病気の早期発見、早期治療を支えるために、医療費の心配をなくすることは、子育てに対する、大きな経済的、心理的支援となります。

平成15年9月1日には「小子化社会対策基本法」が施行されまして「母子保健医療体制の充実」が位置づけられております。「次世代育成支援対策推進法」とともに新たな子育て支援の実施を自治体に求めております。児童期までの年代は病気にかかりやすく、又、アトピー性皮膚炎や小児喘息など長期の療養を要する病気も増加しております。旧岡山市においては、やっと今年1月から、4歳未満までの無料化が実現できたところですが、それでも、市外から、岡山市に居住した方が、岡山市に移転をしたとたんに医療費がかかるのでびっくりしたという方が、たくさんおられます。それもそのはず、年齢が拡大してもまだ、県下で最下位なのです。子育てまっさい中の保護者が中心になって、粘り強い運動を全国で展開している結果、就学前まで助成する自治体は2003年4月現在で、37、7%にまで広がっています。そして「現物給付」を実施している自治体

は62%になっています。さて、旧灘崎町と旧御津町との合併時での新市建設計画では「灘崎町入院、就学前。通院、5歳未満。御津町、入院、通院とも就学前」を当面堅持するが、「将来御津町に合わせることを目標にする」となっております。そこで、質問します。

1、 1日でも早く目標を達成することを旧岡山市民はまち望んでいますが、その期日はいつになりますか。

県下市町村の合併が進みまして、新たに11の市と1つの町が誕生しました。合併後の無料化の年齢は、津山市を除いてどこも、合併した市町村の中で一番すすんでいる年齢になっています。特に美咲町は8町1村との合併でありながら、中学校卒業まで、医療費を無料にしているのです。同じ岡山県に住みながら、こんなに格差があってもよいのでしょうか。そこで、質問します。

2、 3月22日の合併以後、旧灘崎町、旧御津町で、出生された方、あるいは、市外から、移転された方については、旧岡山市の制度を適用することになっています。なぜそのような措置になるのでしょうか。その根拠をお示してください。

3、 特に、市外から、御津地区、灘崎地区に転居された方については、同じ地域に住みながら、格差が生じるのではないですか。すくなくとも、全地区で、就学前まで、医療費が無料になるまでは、合併以前の制度を適用していただきたい。お答えください。

4、 全市で、就学前まで、無料にすれば、新たに7億円あれば、実現できます。これは、一般財源のわずか3%です。市内の子どもが安心して医療にかかれるのでしたら安いお金だと思いますがいかがでしょうか。

4、 ところで、国は現物給付方式、つまり、窓口無料をとる自治体に対し国保国庫負担金を減額するペナルティを課しており、財政・運営の支障となっております。国保・国庫負担の減額ペナルティを早急に廃止するよう国にもとめてはいかがでしょうか。合わせて、乳幼児医療費国庫負担制度の創設を求めることもお願いしたいがいかがでしょうか。

#### 学童保育の充実に向けて

学校で一生懸命がんばってきた子どもたちには、ホットできる環境と、思いっきり遊ぶ空間と時間を確保して、「遊びきる」体験をさせてやりたいものです。働く親たちにと

って保育所と同様に仕事と子育ての両立に欠かせない学童保育は、今日、小子化対策の視点から見てもたいへん重要な施策となっています。今年度の児童育成事業費補助金について、三位一体改革の趣旨等を踏まえてという理由で、制度改革がおこなわれておりました。その中で障害児保育と長時間保育は1本化されて、事実上廃止にむけてうごいていましたが、国会での日本共産党の小池議員の追及で復活することができました。平成16年に見直された補助単価の基本額は、年間281日以上開設するクラブには、人数によって113万円から360万円までと幅がありますが、年間200日から280日までの開設では、一律1614000円と減額されています。岡山市の学童クラブの場合、土曜開設をするためには、在籍児の3分の1以上という条件をもうけているので、開設者が少ないと聞いています。そこで、質問です。

- 1、現在土曜開設しているクラブはなんクラブありますか。
- 2、なぜ、3分の一なのか、その根拠をお示してください。
- 3、このままでいくと、国の補助金が減らされるクラブが圧倒的にできます。土曜保育の基準3分の1を廃止にはいかがでしょうか。ご所見をお聞かせください。

次に、大規模クラブ対策について質問をさせていただきます。学童保育は「家庭に変わる毎日の生活の場」として、平日の放課後はもちろん、土曜、夏休みと、学校にいる時間よりも学童保育にいる時間のほうが長いということが、「子ども未来財団の調査・研究」で明らかになりました。それだけに、学童保育は、子どもに安全と安心感のある生活を保障する場でなくてはなりません。昨年12月議会でも質問をさせていただきました。結果、運営費に91人以上という項を設けていただいております。これは、国の基準にもない岡山市独自のものでありまして、一定評価はできるかなあとと思いますが、大規模クラブの問題の解決にはもう一步踏み込んだ施策が必要になってきます。そこで質問です。

4、厚生労働省は36人を超えると「大規模」と考えて、大規模加算をしています。小学校の学級定数は、1クラス40人となっています。当局といたしましては、何人が子どもにとって1番適正な人数だとかんがえられますか。

5、その際、1つの運営母体で、2クラブ制がよいのか、運営母体の違うクラブなのか、わたしは、子どもの実態に合わせて保育のできる方法である1つの運営母体で人数によってクラブを増やす方法が良いと思いますが、当局のお考えをお聞かせください。

6、次に、施設、設備の問題であります。ある大規模クラブでは、近くの倉庫を改修して2番目のクラブとして、運営しています。その際、施設、設備に対する補助金の条件が学校敷地内と決められているために、改修費はすべて、運営委員会負担だそうです。そこで、施設、設備の補助要綱を緩和して、大規模クラブには、2番目のクラブを設置しやすい方法をとっていただきたいが御所見をお願いします。

次に、指導員の身分の保障についてお尋ねします。指導員の仕事は 子どもの健康管理、安全管理、一人ひとりの子どもの生活の援助、 集団での安定した生活の維持、 遊

びや活動、行事など生活全般を通しての成長への援助、働きかけ、家庭との連携、学校との緊密な連携および地域の生活環境づくり、これらの仕事を通して子どもたちが毎日の生活の場として受け止め、よりどころとして実感できるようにすることが仕事なのです。そのためには、自治体の公的な責任で整備を行い、社会的な地位の向上を図ることが求められています。そこで、質問をさせていただきます。7、雇用保険、社会保険、など指導員の条件整備は大変遅れています。運営委員会によっては、独自で雇用保険、社会保険を設置しているところもありまして、年々、増えている状況です。本市としましては、雇用関係にはないもののなんらかの援助をする必要があるのではないですか。

### 生活保護対策のために

生活保護法、第1条には、「この法律は、日本国憲法25条に規定する理念に基づき国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行いその最低限度の生活を保障するとともに自立を助長することを目的とする」と憲法25条の生存権とそれを守るための努力を国に求めた条項をはっきりと明記しています。また、「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」その精神が最低限度の生活を保障するだけでなく、被保護者の自立にむけて、大きな力になるのではないのでしょうか。1957年8月から岡山県早島町にある療養所におられた朝日茂さんが起こした訴訟はあまりにも有名です。裁判闘争の中で「健康で文化的な生活」とは、どんな生活かを問いつづけた功績は大きいです。そこで、「平成16年度、包括外部監査結果報告書」の報告について、質問をさせていただきます。

- 1、 まず、保護率について、平成6年に11%であったが、平成16年には15%と年々上がっております。全国平均よりも高くなっておりますが、生活保護は社会保障制度の谷間を救う最後のとりでともいわれています。社会構造改革の中で、不況、リストラ等で失業者が年々増えていること。高齢化社会を迎えて、高齢者の増大、社会的に経済的な自立が非常に困難な母子家庭も増えている中で、社会情勢の表れとして、義務的経費だと考えていますが、当局はどのように受け止めておられますか。
- 2、 「包括外部監査報告」での最低生活費の計算方法と生活保護基準の問題点で、「母子家庭、高齢者家庭というだけで加算をする理由はない」と言っておりますけれどもこれは、あまりにも実態を知らなすぎる報告であると言わざるをえません。私に相談におとずれた方は、寝たきりの奥さんと二人ぐらし、やっと、老齢加算で奥さんのおしめを買うことができ、生活をしていたのに廃止になって、保護費が削られて、どうしても、生活できない。どうやって生活をやりくりしたらよいかわからない。老齢加算の廃止は納得できない。と訴えられました。老齢加算の減額

で年間、保護費の1ヶ月分が減額になっております。先日、岡山中で、厚生労働大臣を相手に行政不服再検査の口頭意見陳述がありまして、生活保護を受けておられる方が切々と生活実態を話したと聞いています。そもそも、老齡加算は、身体の衰えから保健衛生費の負担が大きいこと、若年者に比べて、社会的費用がかかることからついたものなのです。加算制度廃止はあきらかに憲法25条に違反しています。そして、最低生活費カットは将来、労働者の最低賃金に影響する可能性があります。母子加算についても同じです。そこで、おたづねします。このような事態になったあるいは、なるかも知れない家庭の実態をどのようにつかんでおられますか。

- 3、 その上で、岡山市としてどのように、援助をしようとしていますか。
- 4、 次に生活保護法77条、被保護者に対する扶養の義務をどうみるのかということ。包括外部監査では、民法によって、夫婦、親、子、兄弟姉妹は、自分の身分相応の生活を犠牲にすることなく給付できる限度の扶養をすればよい。と定めであることで、さまざまなケースを上げて、扶養義務を法の定めを遵守するよう報告しているところですが、人格をもった成人の社会人として、ハンデのあるところは、国が社会保障をするべきだという個人主義の観点に立って、私は、基本的に扶養義務を課すべきでないと思います。扶養義務については慎重に対処すべきとかがえませんが、当局におかれましてはどのようにお考えでしょうか。
- 5、 被保護世帯への自立支援施策を強めることが、保護認定の作業と同時に、生活保護行政の柱の一つです。被保護者の生活実態を丸ごととらえて、就労にむけて、自立支援するためには、スタッフの支援は欠かすことができません。岡山市におかれましては、平成17年より、ケース・ワーカー2名、査察指導員3名、係りを3係り増設し、対応されています。そして、就労相談員を平成14年から3名、生活相談員を平成15年から3名、配置してとりくんでいます。結果、ケース・ワーカー一人あたりの受け持ち件数は、中核市平均よりも下回っており、その効果を期待することができますが、それでもまだ、ケース・ワーカーの数は、社会福祉法第16条の標準数を上回って配置しております。今後標準通り、配置することが、喫緊の課題であることは歴然としております。その見通しをお聞かせください。